東京司法書士会総合相談センター

◎面談による法律相談

東京司法書士会総合相談センター（四谷）

（お問い合わせは平日午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時）

お問い合わせは **03-3353-9205**（予約制）

●月曜日～金曜日　午後 5 時～午後 8 時
●土曜日　午後 1 時～午後 4 時
※年末・年始・祝祭日を除く

法テラス指定相談場所

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 9-3 司法書士会館 1 階
●JR 中央線 四ッ谷駅 四ッ谷口 徒歩 4 分　●東京メトロ 丸ノ内線 四ッ谷駅 徒歩 6 分　●東京メトロ 南北線 四ッ谷駅 出口 2 番徒歩 4 分

三多摩総合相談センター（立川）

（お問い合わせは平日午前 10 時～午後 4 時）

お問い合わせは **042-548-3933**（予約制）

●水曜日　午後 5 時～午後 8 時
●土曜日　午後 1 時～午後 4 時
※年末・年始・祝祭日を除く

法テラス指定相談場所

〒190-0012 東京都立川市曙町 2-34-13　オリンピック第 3 ビル 202-A
●JR 中央線 立川駅 北口 徒歩 6 分（北口大通り経由）　●多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩 5 分

◎司法書士ホットライン（無料電話相談専用ダイヤル）

月・火・水・木・金曜日　午前 10 時～午後 3 時 45 分
03-3353-2700
※年末・年始・祝祭日を除く

水・木曜日　午後 5 時～午後 7 時 45 分
042-540-0663
※年末・年始・祝祭日を除く

電話による 15分程の ご相談です

「相続や遺言、不動産登記についての相談」「商業法人登記についての相談」「成年後見制度、家事事件手続についての相談」「裁判に関する相談」「多重債務問題についての相談」などの問題について、おおよそ 15 分以内でお答えできる内容の相談を、電話により対応しています。（申請書類などの書き方についてはお答えできかねますので、ご了承ください。）

かいけつサポート
認証紛争解決サービス

法的トラブルで悩んでいませんか？

東京司法書士会調停センター“すてっき”では
話し合いによる紛争解決のお手伝いをします。

兄弟間の遺産分割など親族間のもめごと、ご近所問題、借地・借家に関するトラブルなど、「いきなり裁判ざたにして、今後、関係がぎくしゃくするのも困るし…、かといって、このままにもしておけない…」
そんな時には、私たち調停センター“すてっき”をご利用ください。
司法書士が、話し合いを援助して、お互いが納得できる解決へのお手伝いをいたします。
調停は土日祝日や夜間も可能ですので、お気軽にお問い合わせください。

TEL:03-3353-8844 平日午前9時～正午、午後1時～午後5時（祝祭日を除く）
（調停手続を利用するときは、費用がかかります）

無料 法律相談

東京司法書士会

あなたの人生のいろいろな場面で
司法書士が力になります。

東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区本塩町 9-3 司法書士会館 2 階　TEL.03-3353-9191
http://www.tokyokai.or.jp

こんなときに司法書士がお役にたちます。

法テラスマークは、法テラスが利用できます。

相続や遺言に関する相談

四谷:月・火・水・木・金・土
立川:水・土

「相続の手続がよくわからない」「遺産分割でもめている」「誰が相続人になるのかよくわからない」「相続手続をしないでそのままになっている土地がある」「親や兄弟の借金を相続したくない」などの相続に関する相談や、「自分が死んだ後で家族が争わないようにしたい」「家族ではなく自分がお世話になった人に財産を遺したい」「相続人となる子どもがいない」などの遺言に関する相談や質問について、相続や遺言のことに詳しい司法書士がお答えします。

※遺産分割協議書や遺言書等の書き方についてはお答えできかねますので、ご了承ください。

不動産登記相談

四谷:月・火・水・木・金・土
立川:水・土

「マイホームを建てたとき、マンションを買ったとき」「住宅ローンを返済したとき」「夫婦間で不動産を贈与したいとき」「離婚したので財産分与をしたいとき」こんなときには登記が必要です。登記をしておかないと、あなたの権利を第三者に認めさせることができなくなります。日本の近代化により登記制度ができて以来、司法書士は一貫して登記制度を担ってきた唯一の専門家です。豊富な経験をもとにあなたの権利を守るアドバイスをします。

※登記所に提出する申請書等の書き方についてはお答えできかねますので、ご了承ください。

商業登記相談

四谷:火・木
立川:水・土

「新しく会社を作りたい」「資本金を増やしたい」「本店を移転したい」「役員を変更したい」こうした手続をするときは登記が必要です。商業登記は、会社の信用と取引の安全のために欠かせない制度です。会社法に精通した司法書士が、専門家としての知識と経験から、商業登記の手続や会社法務に関するご相談に応じます。

※登記所に提出する申請書や議事録等の書き方についてはお答えできかねますので、ご了承ください。また、会社の法務担当者からのご相談はご遠慮ください。

成年後見相談

四谷:月・水・土
立川:土

「高齢の親が訪問販売等の悪質な被害に遭っている」「認知症になってお金の管理ができなくなった」「今は大丈夫だが、自分が元気なうちに将来のことを準備しておきたい」「両親が亡くなった後、障がいのある子供が生活できるように用意をしておきたい」こういうときは成年後見制度を利用することができます。

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が低下した高齢者の方だけでなく、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な方を守るための制度です。専門職後見人としても実績のある司法書士が、成年後見制度に関することや手続に関することなど、成年後見に関連するご相談にお答えします。

※後見開始等の申立書類の書き方についてはお答えできかねますので、ご了承ください。

出張による無料法律相談

法テラス

身体が不自由な方など、事情により東京司法書士会が実施する常設無料相談会にお越しいただくことが困難な東京都在住の方を対象に、司法書士が、区役所・市役所・学校その他の公共施設、社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護老人保健施設や特別養護老人ホーム等の施設、グループホーム、病院、団地自治会等の集会施設、相談者の自宅等にお伺いして面談によるご相談をお受けします。

※詳細については東京司法書士会ホームページでご確認ください。

裁判手続に関する相談

四谷:月・火・水・木・金・土
立川:水・土

法テラス

「貸したお金を取り戻したい」「未払賃金を請求したい」「悪質商法や通信販売でトラブルを抱えている」「アパートの敷金や家賃のことで悩んでいる」このような身近な問題の解決で裁判所を利用したいときは、司法書士に相談してください。法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円までの民事トラブルについては弁護士と同じように、あなたの代理人として裁判所内外の手続を行います。

地方裁判所や家庭裁判所に提出する書類についても、司法書士がお手伝いします。簡易裁判所で行う金銭に関する60万円以下のトラブルを解決するための少額訴訟では、司法書士が代理人として手続を行ったり、アドバイスを行ったりして、裁判に不慣れな方のお手伝いをしています。また、少額訴訟で勝訴した時の債権執行についても、司法書士が代理人としてお手伝いします。

東京司法書士会が行う相談では、日本司法支援センター（法テラス）の指定相談場所として、裁判の手続や費用についてのアドバイスや、法テラスの利用の仕方についても助言をします。

女性と子どものための相談

四谷:木

法テラス

男性にはちょっと話しにくいことも女性の司法書士になら相談してみたい、そんな女性や子どものための相談です。相続や登記、お金のトラブルのほか、「離婚の相談」「離婚に伴う養育費や婚姻費用・慰謝料の問題」「DV・セクハラ・パワハラ等の問題」など、夫婦や男女間のトラブル、家庭内のトラブルに関するご相談も女性司法書士が親身になってお答えします。

裁判所から書類が届いたら 当番司法書士相談

四谷:月・火・水・木・金・土
立川:水・土

法テラス

会社や個人の事業者などから起こされた裁判等の相談をお受けします。裁判所から届いた書面や文書をそのまま放置していると、貴方にとって不利益な状況になります。裁判所から届いた書面の内容によって異なりますが、訴状であればそれを放っておくと、欠席裁判といって、相手の言い分が事実と違っていたり、債務が消滅時効期間を経過していたりしても、裁判所が相手の言い分をそのまま認めてしまうことがあります。裁判手続に精通した司法書士が、裁判所から届いた書面や文書を確認し、適切なアドバイスをします。また、ご希望があれば、相談を担当した司法書士に事件をその場で依頼することもできます。

震災相談

四谷:金
立川:随時

法テラス

東日本大震災（東電福島第1原発の事故を含む）により災害救助法の適用を受けた区域（福島、宮城、岩手など）にお住まいになられていた方、またはその地域で事業所を有していた方を対象として、相続や借地・借家に関する問題、消費者被害・悪質商法に関する問題、その他の民事紛争に関するご相談や、原子力損害賠償紛争解決センターに提出する書類作成に関するご相談をお受けします。